

港長公示第8-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年4月27日

那 霸 港 長



那覇港新港ふ頭1号岸壁前面における航泊の禁止について

那覇港新港ふ頭1号岸壁前面海域において、「那覇ハーリー」関連行事（爬龍船競漕等）が行われるため、行事期間中、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶、那覇新港船だまりを定係地とする船舶及び那覇港長が許可した船舶を除く。

記

1 期 間

- (1) 令和8年5月3日（日）午前8時00分から午後6時30分までの間
- (2) 令和8年5月4日（月）午前8時00分から午後4時30分までの間

2 区 域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

- イ 北緯26度13分55.0秒 東経127度40分42.5秒
- ロ 北緯26度14分06.4秒 東経127度40分42.5秒
- ハ 北緯26度14分06.4秒 東経127度40分47.9秒
- ニ 北緯26度13分55.0秒 東経127度40分47.9秒

3 備 考

航泊禁止期間中は、現場に警戒船（黄色旗掲揚）が常駐し、警戒に当たるので、同船から助言があった場合は、これに協力すること。

また、那覇新港船だまりを定係地とする船舶が入出港する際は、航泊禁止区域入域前に警戒船と連絡をとること。

